

子供の新たな学びの実現に資する学校管理職マネジメント力強化推進事業
(（事業１）探究型の研修の実施・開発を通じた新たな学びの実現) 審査基準

令和 7 年 2 月 3 日
総合教育政策局長決定

子供の新たな学びの実現に資する学校管理職マネジメント力強化推進事業（（事業１）探究型の研修の実施・開発を通じた新たな学びの実現）の委託先の選定に係る審査は、本審査基準により行うものとする。

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、企画提案書に基づき、書面により実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に係る追加資料の提出を求める場合がある。なお、各審査委員は、本人が利害関係者とみなされる提案に係る個別の審査には参加しないものとする。

II 評価方法

評価は、以下の各評価項目について、下記評価基準による評価を行い、各審査委員がそれぞれ評価した得点の平均を当該提案者の当該評価項目の得点とする。

また、各審査委員は、必要に応じ、意見を附すものとする。

III 採択案件の決定方法

提出された企画提案書について審査を行い、本事業の予算の範囲内で、評価点が最低評価点に達した者の中から、原則として評価点（各評価項目の得点の合計）の高い順に選定する。その際、審査委員会の審査委員からの意見に基づき、採択に当たって条件を附す場合がある。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目（事業内容・事業実施主体に関する評価）

- ①事業を行うための実施体制が整備されており、適切な業務の遂行が可能であること。
- ②子供の新たな学びや学校管理職のマネジメント力、その他教員研修等についての現状や課題などを適切に分析していること。
- ③事業の目的や成果目標が具体的に示されていること。
- ④事業の内容・取組方法が具体的に示され、かつ、実現性・妥当性があること。
- ⑤得られる成果が広く活用可能なものとして規定できること。
- ⑥事業の実施計画が適正かつ具体的に示され、内容・取組方法との整合性が図られていること。
- ⑦妥当な経費が示されていること。

V 評価基準

以下の評価基準により 5 段階評価を行う。

5 点：大変優れている	4 点：優れている	3 点：普通である
2 点：やや劣っている	1 点：劣っている	

なお、評価点の合計及び最低評価点は、次のとおり。

評価点の合計 35 点（7 評価基準×5 点）

最低評価点 20 点